

飲酒運転防止・根絶のための校内ルール

長野県諏訪清陵高等学校・附属中学校

本校では、標記について次のとおり定め、その目的を果たすこととする。

1 酒席への参加について

- (1) 校内の職員同士による飲酒を伴う会合については、あらかじめ会合届を管理職へ提出し、会場への交通手段、飲酒の有無、帰宅方法について明らかにする。
- (2) 飲酒をする者は、酒席会場に自家用車での参加をしないことを原則とする。
 - ① やむを得ず自家用車で参加し、運転代行業者を利用する場合は、事前に予約を入れることとする。
 - ② ①により帰宅する者は、二次会への参加はしないこととする。

※終了時刻が不明確になり、代行予約がキャンセルされる恐れがあるため

2 酒席会場における留意事項

- (1) 酒席会場では、幹事（あるいは主任。管理職が同席の場合は管理職）が、開会に先立ち、あらかじめ会合届の内容を確認（管理職に提出した届の写しを持参）する。特に、運転代行業者を利用する者については、必ず予約状況を確認する。
- (2) 酒席終了時には、幹事（同上）が、再度、会合届の内容を確認する。
- (3) 運転代行業者利用者がいる場合は、本人が運転代行車へ乗るまで幹事等が見届ける。
- (4) 翌朝、車の運転が予定されている者は、自分の体質や体調を管理し、過度な飲酒を慎む。また、飲酒終了から車の運転までに十分な時間を確保するとともに、アルコールチェッカーの活用等により万全を期す。

3 私的な酒席への参加について

これについては、会合届の提出の対象から除外するものとするが、特に学校から直接会場に出向く場合については、1の(2)①②を遵守するものとする。

4 その他

上記の事項について、定期的に職員間で確認する機会を設ける。

令和6年（2024年）5月29日 見直し策定・同日施行